

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律

に基づく千葉相談支援事業所 Guardian 運営規程

(一般相談支援事業：地域移行支援・地域定着支援)

(目的)

第1条 一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord が設置する「千葉相談支援事業所 Guardian (以下「事業所」という。)」において実施する指定地域移行支援及び指定地域定着支援 (以下「指定地域相談支援」という。) の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、指定地域相談支援の円滑な運営管理を図るとともに、利用者の意思及び人格を尊重して、利用者の立場に立った適切な指定地域相談支援の提供を確保することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業所は、指定地域移行支援の実施に当たり、利用者が地域において自立した日常生活又は社会生活を営む事ができるよう、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、住居の確保その他の地域における生活に移行するための活動に関する相談その他の必要な支援を適切かつ効果的に行うものとする。

- 2 事業所は、指定地域定着支援の実施に当たり、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるよう、当該利用者の意向、適性、障害の特性その他の状況及びその置かれている環境に応じて、保健、医療、福祉、就労支援、教育等の関係機関との密接な連携の下で、当該利用者との常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態その他の緊急に支援が必要な事態が生じた場合に相談その他の必要な支援を適切に行うものとする。
- 3 指定地域相談支援の実施に当たっては、地域及び家庭との結び付きを重視し、利用者の所在する市町村又は指定特定相談支援事業者が行う連絡調整に協力し、指定障害福祉サービス事業者等その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との連携に努めるものとする。
- 4 一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord は、その提供する指定地域相談支援の質の評価を行い、常にその改善を図るものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号。以下「法」という。）並びに障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第27号。以下「基準」という。）に定めるもののほかその他関係法令等を遵守し、事業を実施するものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 千葉相談支援事業所 Guardian (ガーディアン)
- (2) 所在地 千葉県千葉市若葉区千城台東1-4-6 (坂月ビル201号)
(タウンライナーストリート千城台銀座通り商店街 ※千城台南中学校はす向い)

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 事業所における職員の職種、員数及び職務の内容は、次のとおりとする。

- (1) 管理者 1人

管理者は、従業者及び業務の管理を一元的に行うとともに、事業所の職員に、基準その他関係法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う。

(2) 地域移行支援及び地域定着支援従事者 1人以上

(うち相談支援専門員 1人以上)

日常生活全般に関する相談、地域移行支援計画及び地域定着支援台帳の作成及びその他指定地域相談支援に関する業務を行う。

相談支援専門員は、上記業務に加え、その他指定地域移行支援及び地域定着支援従事者に対する技術的指導及び助言を行う。

(3) 事務職員 1人

必要な事務を行う。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

(1) 営業日：原則、月曜日～金曜日までとする。

ただし、「定休日：GW・お盆・年末年始」を除く。

また「土曜日・日曜日」は、事前相談等予約のクライアント対応や非常・緊急時対応のみとする。

(2) 営業時間：午前 10:00 から午後 19:00 までとする。

(3) サービス提供日：原則、月曜日から金曜日までとする。

(4) サービス提供時間：平日は原則として、①(注)10:00～13:00、②(注)13:00～16:00、③16:00～19:00となり、土日祝祭日は原則として、①(注)10:00～16:00、②16:00～19:00とする。ただし、上記(注)の時間帯は、相談支援事業等の状況により、受け付けることができない場合がある。

(5) 上記の営業日・営業時間のほか、予約フォーム等の電磁的方法による受け付けは 24 時間可能にて、通話・チャット等により常時連絡及び非常・緊急時対応が可能な柔軟体制とする。

(指定地域相談支援を提供する主たる対象者)

第6条 事業所において指定地域相談支援を提供する主たる対象者は、次のとおりとする。

(1) 発達障害者

(2) 知的障害者

(3) 精神障害者

(指定地域相談支援の提供方法及び内容)

第7条 事業所で行う指定地域相談支援の内容は、次のとおりとする。

(1) 日常生活全般に関する相談

(2) 指定地域移行支援に関する内容

ア 地域移行支援計画の作成及び評価（見直し及び変更を含む）

イ 地域における生活に移行するための活動に関する支援

ウ 障害福祉サービスの体験的な利用支援

エ 体験的な宿泊支援

オ 指定障害福祉サービス事業者等その他の退院又は退所後の地域における生活に係る関係機関との連絡調整

(3) 指定地域定着支援に関する内容

ア 地域定着支援台帳の作成及び評価（見直し及び変更を含む）

- イ 常時の連絡体制の確保
- ウ 訪問等による利用者の状況の把握
- エ 緊急の事態における支援

(4) 前各号に掲げる便宜に附帯する便宜

(1) から (3) に附帯するその他必要な相談、助言等。

(地域相談支援給付決定障害者から受領する費用の額等)

第8条 事業所は、法定代理受領を行わない指定地域相談支援を提供した際は、地域相談支援給付決定障害者から法第51条の14第3項に規定する厚生労働大臣が定める基準により算定した費用の額の支払いを受けるものとする。

2 事業所は、地域相談支援給付決定障害者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して指定地域相談支援を行う場合には、それに要した交通費の支払いを地域相談支援給付決定障害者から受けることができるものとする。

3 第10条に定める通常の事業の実施地域を越えて行う事業に要する交通費は、公共交通機関等を利用した場合には、その実費を計画作成対象障害者等から徴収するものとする。なお、この場合、事業者の自動車を使用したときは、次の額を徴収するものとする。

(1) 通常の事業実施地域から片道 10 キロメートル未満 300 円

(2) 通常の事業実施地域から片道 10 キロメートル以上 1.000 円（上限）

4 事業所は、第1項から第3項までの費用の支払いを受けた場合は、当該費用に係る領収証を当該費用を支払った地域相談支援給付決定障害者に対し交付するものとする。

5 事業所は、第2項及び第3項の費用の額に係る指定地域相談支援の提供に当たっては、あらかじめ、地域相談支援給付決定障害者に対し、当該指定地域相談支援の内容及び費用について説明を行い、地域相談支援給付決定障害者の同意を得るものとする。

(地域相談支援給付費の額に係る通知等)

第9条 事業所は、法定代理受領により市町村から地域相談支援給付費の支給を受けた場合は、地域相談支援給付障害者に対し、当該地域相談支援給付決定障害者に係る地域相談支援給付費の額を通知するものとする。

2 事業所は、前条第1項の法定代理受領を行わない指定地域相談支援に係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域相談支援の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を地域相談支援給付決定者に対して交付するものとする。

(通常の事業の実施地域)

第10条 通常の事業の実施地域は、千葉市、四街道市、佐倉市の全域とする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第11条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の措置を講じるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

(2) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施する。

(3) 成年後見制度の利用支援。

(4) 苦情解決体制の整備。

(5) 前四号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

(苦情解決)

第12条 事業所は、その提供した指定地域相談支援に対する利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録するものとする。
- 3 事業所は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第10条第1項の規定により市町村が行う報告若しくは文書その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 4 事業所は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第11条第2項の規定により都道府県知事が行う報告若しくは指定地域相談支援の提供の記録、帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事が行う調査に協力するとともに、都道府県知事から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 5 事業所は、その提供した指定地域相談支援に関し、法第51条の27第1項の規定により都道府県知事又は市町村長が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提供若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定一般相談支援事業所の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して都道府県知事又は市町村長が行う調査に協力するとともに、都道府県知事又は市町村長から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
- 6 事業所は、都道府県知事、市町村又は市町村長から求めがあった場合には、第3項から前項までの改善の内容を都道府県知事、市町村又は市町村長に報告するものとする。
- 7 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が同法第85条の規定により行う調査又はあっせんにできる限り協力するものとする。

(事故発生時の対応)

第13条 事業所は、利用者等に対する指定地域相談支援の提供により事故が発生した場合は、都道府県、市町村、当該利用者等の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

- 2 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について、記録するものとする。
- 3 事業所は、利用者等に対する指定地域相談支援等の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(衛生管理)

第14条 事業所は、従業者の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行うものとする。

- 2 事業所は、事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めるものとする。

- 3 事業所は、感染症が発生し、又はまん延しないように、次の措置を講じるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。

- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。
- (3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施する。

(業務継続計画の作成等)

- 第15条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定地域相談支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
- 2 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施するものとする。
 - 3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

- 第16条 事業所は、従業者の資質の向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備するものとする。
- (1) 採用時研修 採用後1ヶ月以内
 - (2) 継続研修 年1回以上
- 2 事業所は、適切な指定地域相談支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 - 3 従業者は、その業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するものとする。
 - 4 従業者であった者に、業務上知り得た利用者並びにその家族の秘密を保持するため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約に盛り込むものとする。
 - 5 事業所は、計画作成会議等において、利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により利用者又はその家族の同意を得るものとする。
 - 6 事業所は、職員、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備するものとする。
 - 7 事業所は、利用者に対する指定地域相談支援の提供に関する諸記録を整備し、当該指定地域相談支援を提供した日から5年間保存するものとする。
 - 8 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は一般社団法人国際支援学舎 Umbilical Cord と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(附 則)

この規程は、令和8年2月1日から施行する。